

合併は必要と決定

……新しいまちづくりに向けた協議が始まります!!



10月5日(土)、氷上郡民会館大ホールにおいて、第19回合併協議会を開催し、氷上郡6町の合併に対する是非の決定について協議を行いました。その結果、36名の協議会委員の全会一致により、6町の合併を進める方向で協議を継続していくことが決定されました。

これにより、合併の基本項目である「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所(庁舎)の位置」をはじめ、住民負担や各種行政サービスの取り扱い、さらには合併後に実施する主要施策等に係るより詳細な協議が進められることとなります。

第19回協議会の内容

報告事項

合併協議会2年間の取り組みについて

これまで2年間おこなってきた取り組みが報告された。

協議事項

〔協議第1号〕柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町及び市島町の合併の是非の決定について

合併協議会委員により合併に対する自由な意見を述べる時間が設けられ、28名の委員(1号委員5名、2号委員3名、3号委員20名)が発表された。

是非の採決 協議会委員36名の多数決により全会一致で6町の合併を進める方向で協議を継続することが決定されました。

〔協議第2号〕第20回合併協議会の開催日程(案)について

日時 平成14年11月1日(金) 午後1時30分

場所 氷上町絹山 大師の杜ホール

内容 (1) 合併協議会の今後のスケジュール

(2) 合併協定項目について



合併協議会の今後の動き

合併に向けた具体的協議

合併の方式、期日、新市の名称、新庁舎の位置、各種行政サービスの取り扱い等について具体的に協議します。また、合併後の新市における主要施策等を明記した新市建設計画を策定します。

合併協定書の調印

合併協議会において協議項目のすべてが確認されれば、合併協定書を作成し調印を行います。

合併の議決

6町の町議会それぞれが合併についての議決を行います。

知事への申請

6町ともに合併が可決されると、兵庫県知事に対して合併の申請を行います。

県議会の議決・知事の決定

合併の申請を受けた知事は、総務大臣との協議及び総務大臣の同意を経て、兵庫県議会での議決後、合併を決定します。

総務大臣への届出・
総務大臣の告示

総務大臣の告示によって、合併の効力が発生します。